



島根県報

令和4年4月19日（火）

第 304 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (中 小 企 業 課) 2

【告 示】

指定納付受託者の指定（2件） (政策企画監室) 2

指定納付受託者の指定 (環境生活総務課) 3

土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (農 村 整 備 課) 3

土地改良区の役員の就任の届出 (") 4

県営土地改良事業計画の決定 (") 4

県営土地改良事業計画の変更 (") 5

知事管理漁獲可能量の変更 (水 産 課) 5

障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による障害者就業・生活支援センター (雇 用 政 策 課) 6

の事務所の所在地変更の届出

包括外部監査契約の締結 (監査委員事務局) 6

【公 告】

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 6

公共測量の実施の変更 (") 7

公布された条例等のあらまし

◇島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第59号）

1 規則の概要

貸付金の融資利率を改めることとした。（別表関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月19日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第59号

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年島根県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表1の項利率（年利）の欄、3の項利率（年利）の欄及び13の項利率（年利）の欄中「0.35パーセント」を「0.4パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島根県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定をする高度化資金について適用し、同日前に貸付けの決定をした高度化資金については、なお従前の例による。

告 示**島根県告示第345号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年4月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社ごうぎんクレジット

島根県松江市白濁本町23番地

2 指定納付受託者が納付の委託を受ける歳入等

ふるさと島根寄附金（ふるさと島根寄附条例（平成20年島根県条例第1号）第1条の寄附金をいう。）（株式会社トラストバンクが提供するインターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

3 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード

次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード

(1) M a s t e r C a r d

(2) V I S A

(3) J C B

(4) D i n e r s C l u b

(5) A M E R I C A N E X P R E S S

4 指定納付受託者の指定をした日

令和4年4月1日

島根県告示第346号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年4月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

株式会社トラストバンク

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

2 指定納付受託者が納付の委託を受ける歳入等

ふるさと島根寄附金（ふるさと島根寄附条例（平成20年島根県条例第1号）第1条に規定する寄附金をいい、指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。）

3 指定納付受託者の指定をした日

令和4年4月1日

島根県告示第347号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年4月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

株式会社ごうぎんクレジット

島根県松江市白潟本町23番地

2 指定納付受託者が納付の委託を受ける歳入等

島根社会貢献活動促進基金（島根県社会貢献活動促進基金条例（平成21年島根県条例第15号）第1条に規定する基金をいう。）に係る寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。）

3 指定納付受託者の指定をした日

令和4年4月1日

島根県告示第348号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年4月19日

浜田市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

久保田章市 浜田市竹迫町2359番地 7
中田 善喜 浜田市上府町イ2451番地25
岩元 進 浜田市上府町イ992番地
沖田 健治 浜田市上府町イ505番地
佐々木健二 浜田市上府町イ1776番地

監事

勝田 勝美 浜田市上府町イ825番地 3
佐々木重盛 浜田市上府町イ543番地
小林日出樹 浜田市上府町イ593番地 7

2 就任年月日

令和4年4月1日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

久保田章市 浜田市竹迫町2359番地 7
中田 善喜 浜田市上府町イ2451番地25
岩元 進 浜田市上府町イ992番地
沖田 健治 浜田市上府町イ505番地
佐々木健二 浜田市上府町イ1776番地

監事

三浦 陸雄 浜田市上府町イ2565番地
勝田 勝美 浜田市上府町イ825番地 3

島根県告示第349号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年4月19日

島根県知事 丸 山 達 也

松江市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

周藤 博美 松江市西忌部町1789

2 就任年月日

令和4年3月16日

島根県告示第350号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項

の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年4月19日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
飯梨地区区画整理事業(県営農地整備事業(中山間地域型))	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	安来市役所

島根県告示第351号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年4月19日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
大原地区用排水施設事業(県営水利施設等保全高度化事業(農地集積促進型))	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所

島根県告示第352号

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年4月19日

島根県知事 丸 山 達 也

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量

令和3年12月28日 公表

令和4年4月12日 変更

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度(令和4年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 まあじ

- 1 島根県に配分された漁獲可能量
23,100トン
- 2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まあじ中型まき網漁業	21,800トン
島根県まあじその他の漁業	現行水準

第2 まいわし対馬暖流系群

1 島根県に配分された漁獲可能量

40,850トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まいわし中型まき網漁業	40,300トン
島根県まいわしその他の漁業	現行水準

島根県告示第353号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月19日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	事業者の住所	事務所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
社会福祉法人いわみ福祉会	浜田市金城町七条ハ559番地2	浜田市殿町75番地8	浜田市新町53番地	平成4年3月14日

島根県告示第354号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により令和4年度に係る包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同条第6項の規定により告示する。

令和4年4月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 包括外部監査契約の期間の始期

令和4年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約書で定める基本費用の額、契約書で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額並びに契約書で定めるところにより算定した消費税及び地方消費税を合算した金額とし、15,829千円を上限とする。

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

森脇 俊樹 出雲市荒茅町854番地

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出があった後に支払うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について県中央土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年4月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和4年4月7日から同年5月31日まで

3 作業地域

大田市川合町

令和4年1月7日付け島根県報第275号で公告した公共測量の実施について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿中国森林管理局長から作業期間の変更に係る通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年4月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

（変更前）令和3年12月14日から令和4年3月11日まで

（変更後）令和3年12月14日から令和4年5月27日まで

3 作業地域

島根県
